

COVID-19とSOX対応プログラム

危機を乗り越える際の実用的な検討事項

第3号

COVID-19(新型コロナウイルス感染症)影響下におけるSOX評価範囲の検討

12月決算の企業にとって、4月は一般的にリスクの評価を開始する時期です。10-Kの提出と株主総会を終え、企業は年次のリスク評価を皮切りに次年度のSOX対応活動を開始します。COVID-19のパンデミックにさらされているこの時期に、SOX対応活動をを進めることは、企業が前例のない変化の速さに直面することを意味します。

2020年度のリスク評価を実施するにあたり、私たちは実用的な検討事項を以下に提示します。

- 1) 重要性の基準値の計算において過去の数値データが十分でない可能性** — 2020年度のリスク評価は、2019年度の財務諸表を基にスタートすると考えられる一方で、どの業界のどの企業にとっても、2019年度の財務諸表は2020年度の業績を予測しうる材料とはならないでしょう。業績予想は引き続き見直し途中だと推測されますが、業績予測の方がより適切なリスク評価のスタートポイントであるかもしれません。2020年度においては、通常重要性の基準値の算定指標として用いられる税引前当期利益は大幅に減少する可能性があり、一部の企業では損失を計上することになることも予想されます。このような状況では、EBITDAや収益等の他の指標を使用し、いくつかの重要性シナリオを評価して、重要性の基準値を決定する必要があります。
- 2) 新たな財務諸表要素や拠点が評価対象となる可能性** — 過去数年と比べ計画段階の重要性の基準値が低く算定されることが想定されるため、SOXの評価範囲を検討する際に考慮する量的および質的基準を上回る財務諸表要素や拠点が出現することが考えられます。これにより、リスク評価プロセスにおいては、従来にない検討が必要となる可能性があり、新規拠点や新たな財務諸表要素に対処するための計画を立案することが必要になります。リスク評価の結果は明確に文書化され、裏付けられる必要があります。もしかすると、既存のモニタリングコントロールを微調整することで、2020年度に新たに評価対象となる拠点やプロセスにおけるリスクに対応できることもあるでしょう。そうでない場合は、新たな評価範囲について短期間で新しいコントロールを構築し評価しなければいけません。さらに、重要性の基準値が大幅に低下した場合は、特にマネジメントレビューコントロールに適用される閾値または許容範囲を、2020年度特有の状況に合わせて調整する必要があります。

- 3) リスク評価と評価範囲の見直しは年一回では不十分な可能性** — パンデミックへの対応の変化のペースは、これまでに経験したことのないものです。外出禁止令の延長、基幹事業の在り方の変更、そして新たな課題とリスクに対処するために従来の事業から方向転換するといった、企業による対応は留まるところを知りません。リスク評価は第2四半期に見直す必要があり、状況の変化に応じてさらに頻繁に見直しを実施する必要があります。企業は、SOXのリスク評価と評価範囲が、2020年度末時点で財務諸表における重要な変更が反映されていることを実証しなければいけません。この新たな環境下では、リスク評価は従来のような年一回の実施ではなくリアルタイムで実施することが求められるようになってきています。

- 4) ファイリングステータスと提出期限の変更の可能性** — 現在の市場の不安定さと、最近のSECによる早期登録大規模企業(accelerated filers)および中小規模公開企業(non-accelerated filers)¹の定義の変更により、多くの企業のファイリングステータスが変更になり、外部監査人による財務報告に係る内部統制についての監査が不要となる可能性があります。企業は、直近のSECの変更について確認し、(12月決算企業の場合)6月30日基準日における自社のファイリングステータスについて細心の注意を払う必要があります。またSECは、3月1日から7月1日²期限の年次報告書の提出について延長を認めており、多くの従業員がリモートワークを行う状況下においては、提出スケジュールの最新情報について密に連絡を取り、法務・IR・経理の各部門と協力することが重要となってきます。

- 5) 詳細な不正リスク評価の必要性** — 一部の企業では、SOXリスク評価の評価項目の一つとして不正リスク評価を含めています。今日のような変化の激しい時期は、不正リスクが高まります。過去数週間の間にも、現状の不確実性および特定のコントロール要件の緩和を悪用した不正スキームの増加が見られました。例えば、多くの場合、特定の閾値を超える取引は二重署名が必要ですが、企業は一定レベルの取引につき二重承認の要件を一時的に停止する場合があります。あるいは、勘定残高調整の完了期日を延長するかもしれません。もう一つの考慮事項は、新たなリモートワークをサポートするために急遽導入されたテクノロジーへの対応です。これらのテクノロジーは、IT全般統制の評価範囲に含まれない可能性や、

ユーザーアクセスに関しては「制限」ではなく「使用可能」という観点でアクセス権が設定されている可能性があります。企業は、不正リスク評価によってこれらの新たな影響を検討する必要があります。

6) 外部監査人との連携が重要 — 財務報告に係る内部統制に関する事項と同様に、COVIDの影響について外部監査人と早期かつ頻繁にコミュニケーションを行うことが推奨されます。経営者はリスク評価結果とその見直しの頻度につき、外部監査人の合意を得る

必要があります。さらに経営者は、監査手続の範囲やタイミングがCOVIDによりどのような影響を受けるのか確認し、提出日の延長への影響に対応する必要があります。

2020年度のリスク評価の段階でこれらの事項に対処することで、企業はこの不確実な時を乗り切るための正しい方向に進むことができるでしょう。

注 1 <https://www.sec.gov/news/press-release/2020-58>

2 <https://www.sec.gov/news/press-release/2020-73>